

## 愛の手帳(療育手帳)申請受付事務等の区市町村事務移譲について

## 経緯

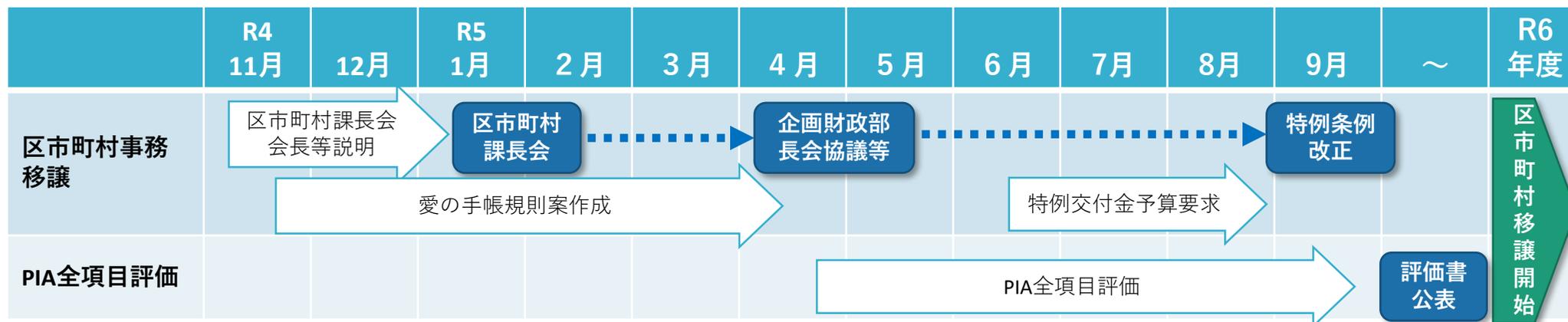
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請等は、法令により、区市町村経由事務となっている。
- 愛の手帳(療育手帳)は法に根拠がなく、国要綱で区市町村の協力のもと都道府県が実施する事業として規定されており、他道府県では区市町村経由事務として実施している。
- 都は国に先行して定めた都要綱(昭和42年)により区市町村経由事務とはしていないが、一部の業務(再交付申請・変更届・手帳の返還)については、区市町村が実務を行っている。

## 事務移譲の理由

- これまで都(児童相談所・心身障害者福祉センター)が受け付けていた愛の手帳の申請受付等を身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳と同様、住民に身近な基礎的自治体で行うことで利便性が向上するとともに、早期に支援が必要な障害者の把握、サービスの情報提供を行えるようになり、**都民サービスの向上**が図られる。
- 国において、令和7年度末までに区市町村の**障害福祉システムの標準化**を目指しており障害者手帳事務もその対象となっていること、また、令和7年度までに**行政手続き全体のオンライン化**の検討を進めていることから、早期に全国的な取扱いに事務の流れを合わせる必要がある。

## 今後のスケジュール(予定)

令和4年度中に、区市町村との調整・協議を開始し、**令和6年度から**の区市町村移譲を目指したい。



## 移譲対象の主な事務

### ■ 愛の手帳の交付申請等の受付事務等（事務フロー案は別紙のとおり）

事務の内容	受付件数（令和3年度実績）	
	特別区	市町村
<b>新規申請</b> （受付・交付・却下通知等） * 他道府県からの転入含む	2,468	1,478
<b>更新申請</b> （受付・交付・却下通知等）	2,154	1,171
<b>再交付申請</b> （受付・交付・却下通知等）	990	599
<b>変更届</b>	5,055	3,188
<b>手帳返還</b> * 死亡報告含む	389	265

※都外転出の件数含む。

※これらの事務に伴う通知・進達・報告等を含む。

◆あわせて、現在、新規申請・他道府県からの転入時の申請に限っているマイナンバーの取得を他の申請・届出時に拡大する。

## 移譲に向けて整理が必要な課題

- 区市町村で必要な手続き（PIA等）とスケジュール等の確認・調整
- 事務処理特例交付金（事務費等交付金）の単価設定
- 愛の手帳交付事務処理フローの整理
  - ※都民の利便性の向上に向けて判定予約方法等の見直しを検討
- 東京都愛の手帳交付要綱の規則化
  - ※各種様式の標準化システム帳票類に準拠した見直しを検討
- マイナンバー記載書類の移送手段の見直し

### 【参考】身体障害者手帳 交付金単価（R4）

交付単位	単価（円）
再交付申請件数	1,064
再認定通知件数	532
再認定交付件数	1,597

※身体障害者手帳は上記以外の事務は法令で区市町村事務となっているため、特例条例・交付金の対象となっていない。